

医機連会員団体及び会員企業のみなさまへ

改正廃掃法*1施行令等により、「水銀を含有する製品」の適切な廃棄が求められています。水銀使用製品*2(組込製品を含む)の製造・輸入業者は、水銀使用に関する適切な情報提供をお願いいたします。

水銀使用製品(組込製品を含む)については、製品表示や取扱説明書などで、水銀使用に関する情報提供に努めてください。

過去に販売した水銀使用製品(組込製品を含む)については、カタログ類やウェブ、問合せ窓口などで、水銀使用に関する情報提供に努めてください。

参考)水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン

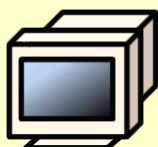
環境省・経済産業省: <https://www.env.go.jp/press/files/jp/103749.pdf>

電機・電子4団体 : <https://home.jeita.or.jp/eps/pdf/Guideline-for-Mercury.pdf>

画像診断機器や放射線治療装置などのモニター類に、水銀含有の蛍光ランプが使用されていた？



液晶モニター*3



CRTモニター*4

メーカーに聞いてみよう！

その製品には、水銀使用製品が使用されています(使用されていません)

ユーザー(医療機関等)

製造・輸入業者

水銀使用製品の廃棄は、排出事業者(占有者)に責任があります。

水銀血圧計/水銀体温計は、水銀使用製品産業廃棄物です。地域によっては、自治体や医師会による回収*5が行われています。



産業廃棄物処理業者の紹介等、廃棄に関する問い合わせについては、所在地の都道府県(又は政令市*6)の廃棄物担当部署へ、直接お問い合わせして頂く様、ご案内ください。

*1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律

*2)水銀及びその化合物が使用されてる製品。次頁のQ&A参照

主な水銀使用製品リスト; <https://www.env.go.jp/chemi/tmms/taioujijutsukento/list.pdf>

*3)液晶モニター、シャーカステン

バックライトに蛍光ランプ(冷陰極管蛍光ランプ:CCFL, 外部電極蛍光ランプ:EEFL)を使用している機種

*4)CRTモニター:放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く)を使用している機種

*5)日本医師会ホームページ: <http://www.med.or.jp/doctor/report/004137.html>

*6)廃掃法施行令第27条で定める市



医機連

一般社団法人 日本医療機器産業連合会
JFMDA
The Japan Federation of
Medical Devices Associations

どうして法律が変更されたのですか？

- 水銀の人為的な排出等から人の健康及び環境を保護することを目的とする国際条約(水俣条約)の採択を受けて、国内の法律等が整備・改正されました。
- 水銀汚染を防止するため、水銀使用製品について、廃棄する際の保管方法や排出方法が改正廃掃法施行令等によって定められました。

水銀使用製品産業廃棄物とはなんですか？

- 水銀使用製品が産業廃棄物になったもので、廃掃法施行規則で定めるもののことです。
 - ①水銀体温計、水銀血圧計のように水銀使用が目視で確認できる製品。
 - ②蛍光灯・水銀灯や水銀電池のような水銀使用製品が使われている事が簡単にわかる製品。
 - ③製品本体などに「水銀」、「Mercury」、「Hg」などの水銀表示がある製品。詳細は下記の環境省パンフレット、ガイド、Q&Aなどで確認してください。

水銀使用製品産業廃棄物はどのように廃棄すれば良いですか？

- 他の廃棄物と分別保管、廃棄物マニフェストに「水銀使用製品産業廃棄物」の記載、など法的義務があります。詳しくは下記の環境省パンフレットを参照願います。
- 廃棄に関しては許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者にご依頼ください。詳細は所在地の都道府県又は政令市の産業廃棄物担当部署にお問い合わせください。
環境省：産業廃棄物処理業者検索システム <https://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai/>
- 水銀使用製品の不適正廃棄は、水銀の漏洩・拡散(大気や土壌等の汚染)や焼却炉の停止など、健康被害や経済損失につながります。また、廃掃法の罰則の対象となります。

お客さまからの問い合わせにはどう対応すれば良いですか？

- 水銀使用製品と判明している場合は、該当する部品の種類や水銀含有量、形状、搭載位置などわかる範囲の情報*をお答えください。
*製造・輸入業者には、情報提供の努力義務があります(水銀汚染防止法第18条)。
- 蛍光ランプ等の水銀使用製品が組み込まれている製品については、水銀使用製品産業廃棄物と同等に扱うようにお伝えください。廃掃法上は水銀使用製品産業廃棄物に該当しませんが、水銀使用製品産業廃棄物と同等に扱うことが推奨されています*。
*水銀廃棄物ガイドライン 5.3.1(1) 排出事業者の役割・責務の項を参照ください。
- 水銀使用製品か不明の場合は、「通常の産業廃棄物として処理できます」とお答えください。
- 保守部品に水銀使用製品を組込んでいる場合は、保守交換時に“水銀含有”をお伝えください。

参考ホームページおよび問合せ先

水銀に関する水俣条約、水銀に関する取り組み

環境省: <http://www.env.go.jp/chemi/tmms/>

環境省パンフレット: http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/H2906_setsume1_01.pdf

水銀廃棄物ガイドライン: http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906_guide1.pdf

廃棄物処理法施行令等の改正に関するQ&A:

https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/H2909_qa1.pdf

水銀使用製品の適正分別・排出の確保の為の表示等情報提供に関するガイドライン:

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/103749.pdf>

電機・電子4団体: <https://home.jeita.or.jp/eps/mer001.html>

日本照明工業会: <http://www.jlma.or.jp/kankyosugin/jigyo.htm>